

あなたのお店や事業所では、

きちんとごみを分別していますか？



燃やすごみに混入していた資源物や産業廃棄物

プラスチック類(産業廃棄物)

トレー(産業廃棄物)、紙バック(資源物)

紙類(資源物)

缶、プラスチック類(産業廃棄物)

# 事業系のごみと資源物の分け方と処理方法

一般廃棄物

産業廃棄物

## 燃やすごみ



※食品や医薬品等の製造業に係る動植物性残さは産業廃棄物になります。  
※建設業、木材等やパルプの製造業、輸入木材の卸売業に係る木くずは産業廃棄物になります。

- ①一般廃棄物収集運搬許可業者に委託
- ②自己搬入

市の焼却施設  
名越又は今泉  
クリーンセンター

## 紙類



※建設業、紙等やパルプの製造業、新聞業、製本業、印刷物加工業に係るものは産業廃棄物になります。

- ①一般廃棄物収集運搬許可業者に委託
- ②古紙再生業者に委託

古紙再生施設  
(民間)

## 植木剪定材

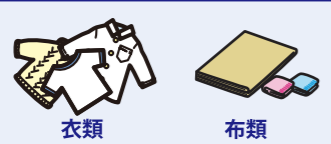


※建設業に係るものは産業廃棄物になります。  
※造園業者などに剪定を依頼した場合は、造園業者などに引き取りを依頼してください。

- ①一般廃棄物収集運搬許可業者に委託
- ②自己搬入

市の受入施設  
植木剪定材  
受入事業場

## 布類



※建設業、繊維工業に係る繊維くずは産業廃棄物になります。

- ①一般廃棄物収集運搬許可業者に委託
- ②古布再生業者に委託

古布再生施設  
(民間)

## プラスチック類



- ①産業廃棄物収集運搬許可業者に委託

産業廃棄物処理  
施設(民間)

## 飲食用カン・ビン・ペットボトル



※自動販売機で購入したものは、納品業者に引き取りを依頼してください。  
※材質などにより有償で売却できる場合があります。

- ①産業廃棄物収集運搬許可業者に委託
- ②納品業者などに委託

産業廃棄物処理  
施設など(民間)

## 金属類



※金物(古銅などを含む)については、金属再生業者に処理を委託することも可能です。  
※材質などにより有償で売却できる場合があります。

- ①産業廃棄物収集運搬許可業者に委託
- ②金属再生業者に委託

産業廃棄物処理  
施設など(民間)

## その他



※エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは法律によりリサイクルが義務付けられています。処理については、販売店やメーカーにお問い合わせください。

- ①産業廃棄物収集運搬許可業者に委託

産業廃棄物処理  
施設(民間)

## 生ごみも減量・リサイクルへ

食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の調理・加工において大量に発生している生ごみは、事業系ごみの焼却量の約3割を占めています。減量やリサイクルにより、自社の環境PRやコスト削減を図ることができます。食品資源の循環利用にご協力をお願いします。リサイクルの方法についてご不明な点は資源循環課まで

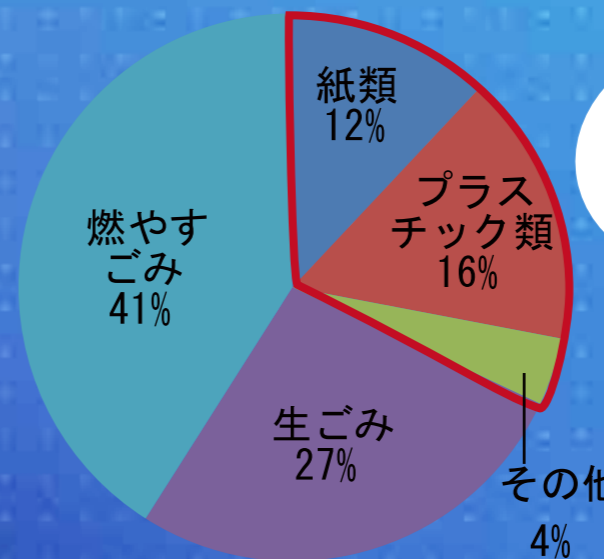
### 減量

- ・廃棄量の把握(定期的な計量)
- ・配送および保管方法の改善
- ・仕入および販売方法の工夫
- ・調理方法の改善およびメニューの工夫

### リサイクル

- ・業務用生ごみ処理機による資源化
- ・食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者で肥料化・飼料化

## ごみの3割は分別されていません!



約3割は資源物や産業廃棄物が混入しているよ



搬入されたごみの中に、『紙類』などの資源物や『プラスチック類』などの産業廃棄物の混入が約3割あります。燃やすごみに混入してしまうと、資源の有効活用ができなくなります。ごみ分別の徹底をお願いします。

■焼却施設に搬入された事業系ごみの組成  
(平成22年10月4日~8日組成分析調査結果より)

●お問い合わせ (廃棄物全般) 鎌倉市環境部資源循環課 TEL: 61-3396、FAX: 23-8700  
(市の焼却施設) 名越クリーンセンター TEL: 24-1097、今泉クリーンセンター TEL: 44-5344  
(市の植木剪定材受入施設) 植木剪定材受入事業場 TEL: 45-0526  
(産業廃棄物の処理) 神奈川県産業廃棄物協会 TEL: 045-681-2989